

札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例案

平成27年(2015年)9月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

札幌市児童福祉法施行条例(平成24年条例第62号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第138条の26中「第3号」の次に「及び第187条」を加える。
- (2) 第138条の42第1項ただし書中「、栄養士又は管理栄養士を置き、かつ」を削り、同項第1号中「調理業務」を「栄養士又は管理栄養士を置き、かつ、調理業務」に改める。
- (3) 第138条の47第1項ただし書中「、栄養士又は管理栄養士を置き、かつ」を削り、同項第1号中「調理業務」を「栄養士又は管理栄養士を置き、かつ、調理業務」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。
- (4) 第138条の49第1項ただし書中「、栄養士又は管理栄養士を置き、かつ」を削り、同項第1号中「調理業務」を「栄養士又は管理栄養士を置き、かつ、調理業務」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。
- (5) 第138条の60中「、調理設備」を「、調理室」に改める。
- (6) 第187条を次のように改める。

(連携施設の確保)

第187条 保育所(乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所に限る。)の設置者は、当該設置者により保育の提供を受けていた乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該乳幼児に係る保護者の希望に基づき、当該乳幼児が小学校就学の始期に達するまで、引き続き受け入れて教育又は保育を提供する連携施設を適切に確保しなければ

ならない。

(7) 附則第6条第4項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第187条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

#### (理 由)

保育所の設置者に、保育の提供の終了に際し、乳幼児を小学校就学の始期に達するまで引き続き受け入れる施設の確保を義務付けるとともに、児童福祉施設最低基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る厚生労働省令の一部改正に伴い、小規模保育事業所A型等に係る保育士の数の算定において、勤務する保健師又は看護師に加えて准看護師についても、1人に限り保育士とみなすことができることとする等のため、本案を提出する。